

介護保険法の改正について

1 概要

高齢化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・複合化等を背景として、地域包括支援センターの業務負担が増大しており、負担軽減を推進する観点から、介護予防支援の指定対象、総合相談支援業務の一部委託について、令和5年5月に介護保険法が改正され、令和6年4月から施行される。

また、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例」(以下「条例」という。)で定める3職種の配置(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(それぞれ準ずる者を含む。))を各1人は常勤で配置)について、柔軟な職員配置を図る措置等が可能となる。

運用の詳細については、関係省令の改正、実施通知等が順次発出される予定である。

2 改正等の内容

(1) 介護予防支援の指定対象の拡大

- ・介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も区から指定を受けて実施できる。
- ・本件の指定を受けた居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターに助言を求めることができる。(支援センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援として実施)
- ・区は、指定した居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画の検証のため必要があるときは、情報の提供を求めることができる。

(2) 総合相談支援業務の一部委託

- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所等に委託することができる。
- ・委託型の地域包括支援センターの設置者については、あらかじめ運営協議会の意見を聞いたうえで実施する。

(3) 柔軟な職員配置

- ・現行の3職種の配置基準は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、「複数拠点で合算して3職種を配置する」取扱いが条例改正により可能となり、また、「主任介護支援専門員に準じる者」の範囲を拡大する。
- ・「主任介護支援専門員に準じる者」については、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者」が追加される予定である。

3 施行

- ・以上について、令和6年4月1日から施行する。
- ・3職種の配置基準を改正する場合には、条例を改正する必要があるが、この条例改正については、令和7年4月1日まで猶予される予定だとのことである。

4 今後の予定

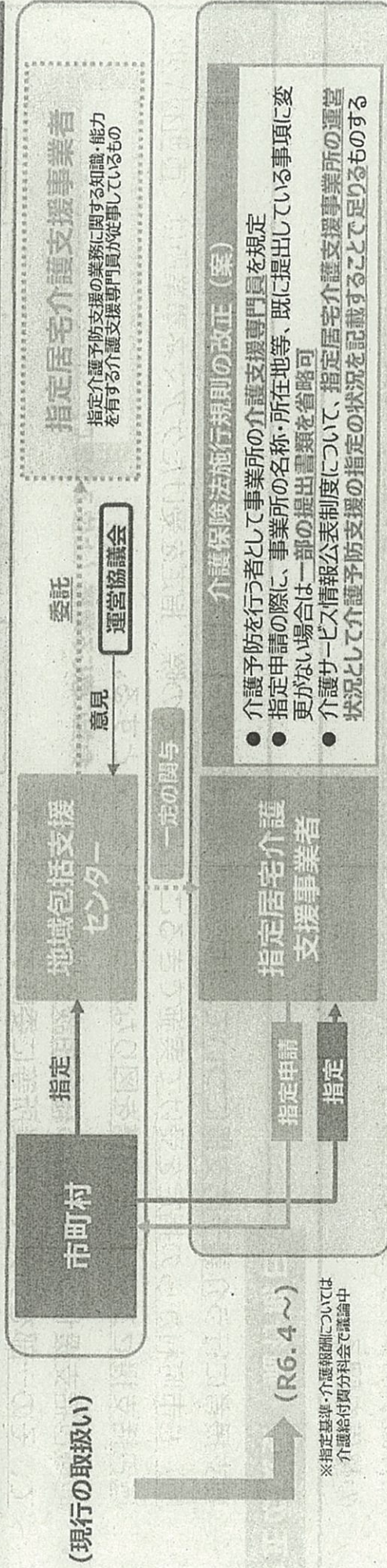
- (1) 2(1)の介護予防支援の指定対象拡大については、運用方法等を、あんしんすこやかセンターへ情報提供していく。
- (2) 2(2)の総合相談支援業務の一部委託については、区が取り組む「地域包括ケアの地区展開」(福祉の相談窓口)では、各地区において、まちづくりセンター、地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)、社会福祉協議会、児童館の四者が連携して相談対応や地域づくりを進める枠組みであるため、このこととの整合性が課題となる。
- (3) 2(3)の柔軟な職員配置のうちの3職種の柔軟な配置については、国から示される詳細等を踏まえ、今後、対応を検討する。また、主任介護支援専門員に準ずる者の要件については、国の実施通知等を踏まえ、「世田谷区地域包括支援センターに配置する専門3職種に関する要綱」を改正する。

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

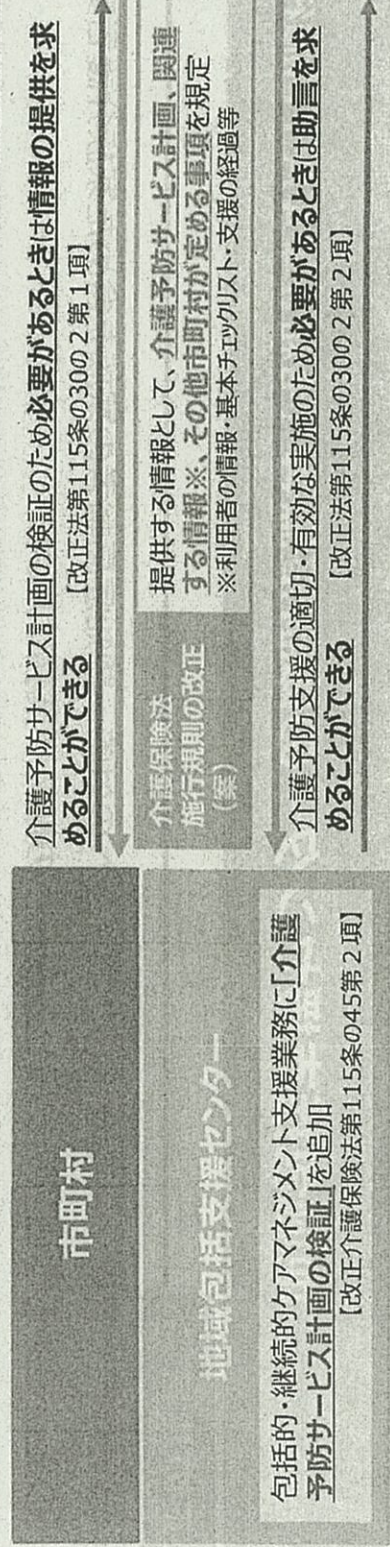
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保険審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



総合相談支援事業の一部委託（介護保険法施行規則の改正）

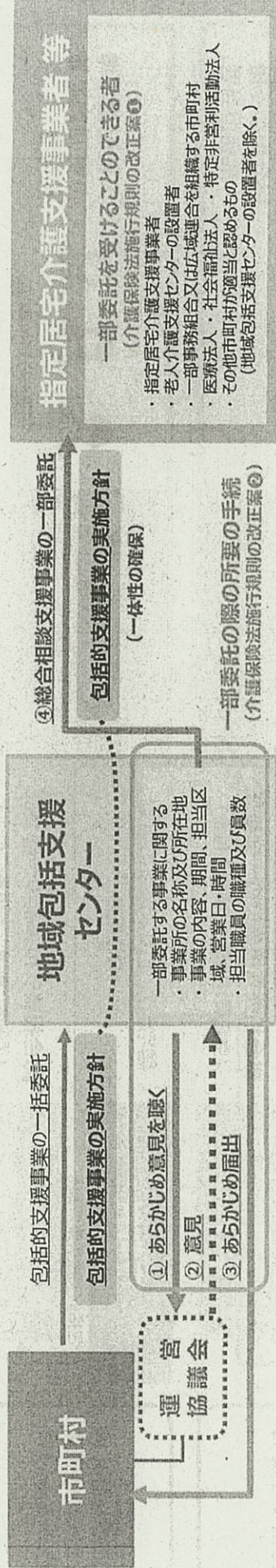
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランドやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

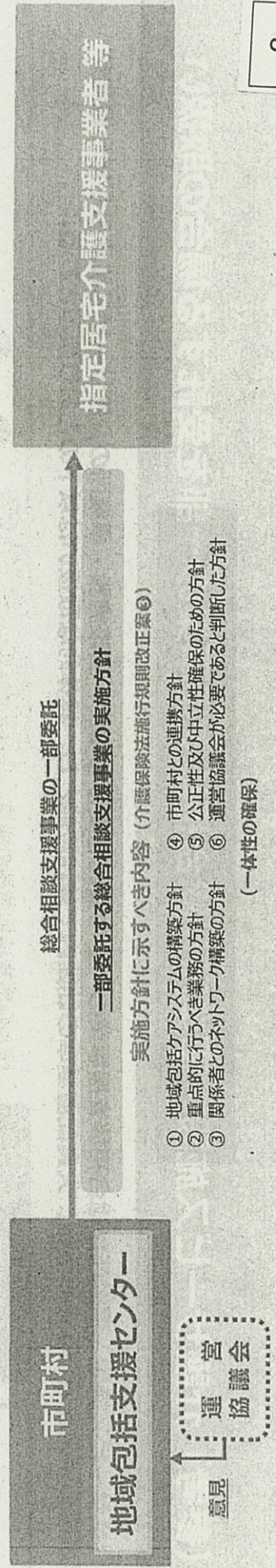
介護保険法施行規則の改正（案）

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合



パターン2. 地域包括支援センター（市町村直営型）が一部委託をする場合



地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について (案)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種(保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者)及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者)の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。**

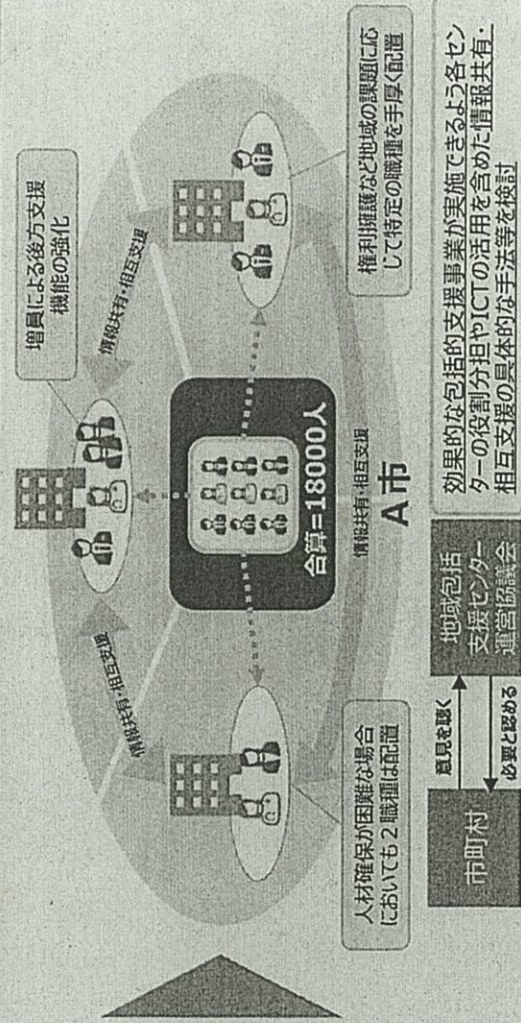
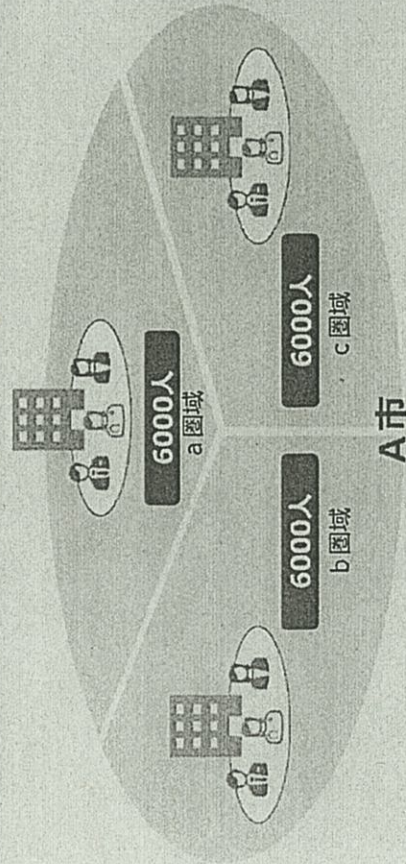
(参考)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月閣議決定)

地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕

○ このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認められる場合は、常勤換算方法によることができることとする(介護保険法施行規則の改正(案))
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センター」が育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正(案))

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）において包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、各被保険者が介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用することができるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 センターは、包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービス事業者その他サービス事業者、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会、医療機関、民生委員、被保険者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

3 センターは、世田谷区地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準)

第 4 条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。

- (1) 保健師又はこれに準ずる者 1 人
- (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1 人
- (3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1 人

2 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を前項に規定する職員に加えて配置するものとする。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	加えて配置すべき人数
-----------------------	------------

おおむね3,000人未満	1人
おおむね3,000人以上6,000人未満	2人
おおむね6,000人以上9,000人未満	3人
おおむね9,000人以上12,000人未満	3.5人
おおむね12,000人以上	4人
備考	
<p>1 担当する区域における第1号被保険者の数（以下「1号被保険者数」という。）がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員2人以上のうち、1人は前項各号に掲げる者（以下「専門3職種」という。）のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>2 1号被保険者数がおおむね6,000人以上9,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3人以上のうち、2人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 1号被保険者数がおおむね9,000人以上12,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3.5人以上のうち、2.5人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>4 1号被保険者数がおおむね12,000人以上であるセンターに加えて配置すべき職員4人以上のうち、3人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>5 1週間当たりの勤務時間（以下この号において「週勤務時間」という。）が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をその人数とみなしてこの表を適用する。</p>	

一部改正〔平成30年条例31号〕

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日条例第31号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成27年 3月20日26世介予第225号
改正 平成31年 4月 1日31世介予第104号

世田谷区地域包括支援センターに配置する専門3職種に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(平成27年3月世田谷区条例第16号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき地域包括支援センターに配置する専門3職種(条例第4条第2項の表備考1に規定する専門3職種をいう。)のうち保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者及び主任介護支援専門員に準ずる者を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び条例において使用する用語の例による。

(専門3職種)

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する保健師に準ずる者は、地域ケア、地域保健等に係る業務経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師(准看護師を除く。)とする。

2 条例第4条第1項第2号に規定する社会福祉士に準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

3 条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に準ずる者は、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応、地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者とする。

4 前2項に規定する社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日31世介予第104号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 8 日
介護予防・地域支援課

せたがやデジタルポイントラリー事業の全区展開について

1 主旨

令和 5 年 1 0 月より、区内 3 地区（松沢、用賀、祖師谷）で試行的に実施している「せたがやデジタルポイントラリー事業（以下「ポイントラリー」という。）」について、1 1 月までの実施状況から、多様な年齢層や健康状態の高齢者に外出機会の増加傾向が見られ、事業の継続要望も多いことなどを踏まえ、令和 6 年度はアンケートを踏まえ実施方法の一部変更を行いつつ、実施地区を区内全 2 8 地区に拡大し、令和 6 年 1 0 月よりポイントラリーを実施する。

試行実施からの主な変更点

変更点	令和 5 年度（試行実施）	令和 6 年度
実施地区	3 地区（松沢・用賀・祖師谷）	区内全 2 8 地区
参加方法	スマートフォン方式、IC タグ方式	スマートフォン方式
募集人数	9 0 0 人（各地区 3 0 0 人程度）	4, 2 0 0 人（各地区 1 5 0 人程度）

2 試行事業の実施状況及び評価等

（1）参加申込状況（令和 5 年 1 2 月末日現在）

年齢層	75 歳未満		75 歳以上		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
スマートフォン	91 人	37.1%	70 人	28.6%	161 人	65.7%
IC タグ	19 人	7.8%	65 人	26.5%	84 人	34.3%
合計	110 人	44.9%	135 人	55.1%	245 人	100%

IC タグ参加申込者のうちスマホ
所有 55 人（約 66%）
（うち日常的に利用 47 人）

参加申込者の年齢層を見ると、7 5 歳未満が約 4 5 %、7 5 歳以上が約 5 5 %であった。

IC タグ参加申込者 8 4 人のうち約 6 6 %にあたる 5 5 人がスマートフォンを所有し、うち 4 7 人が、日ごろから電話やメール等を利用しており、スマートフォン参加に移行できる可能性がある高齢者が多い。

（2）参加実績（令和 5 年 1 0 月～ 1 2 月分）

ラリーポイント獲得数

1 6, 9 3 3 ポイント（参加者 1 人あたり平均 6 9 . 1 ポイント）

スマートフォン：9, 2 8 7 ポイント、IC タグ：7, 6 4 6 ポイント

1 0 月分：3, 0 8 5 ポイント

1 1 月分：6, 4 7 6 ポイント

1 2 月分：7, 3 7 2 ポイント

スマートフォン参加の特典（3 0 ポイント）は除く。

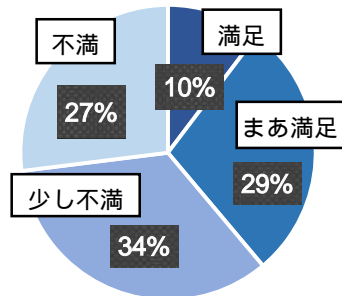
参加特典交換実績

- ・スマートフォン参加者（せたがや Pay のコイン）：54人（78,500コイン）
- ・ICタグ参加者（区内共通商品券）：35人（34,500円）

参加方法はスマートフォン参加者が約66%で、ポイント獲得量も全体の約55%を占めており、外出の頻度はスマートフォン参加の方がより多かった。

（3）中間アンケート結果（10月30日までに参加申し込んだ169人を対象に実施）

満足度（回答126人）

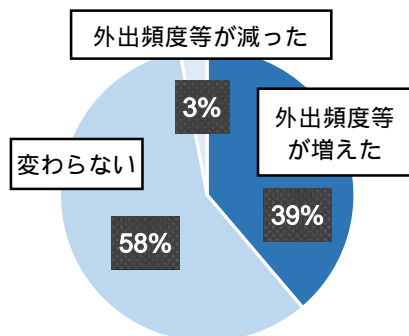


[少し不満、不満と回答した方の意見より]

- ・ラリーポイントに行ってもポイントが付かなかった。
- ・ラリースポットが少ない。
- ・ICタグの場合、その場でポイントが獲得できたか分からない

ラリーポイントを付与するためのシステムの不安定さが満足度が伸びない主要因となっており、ラリー専用のアプリ改修等を通じてラリーポイントを安定して付与するよう改善していく必要がある。

外出頻度の変化（回答134人）

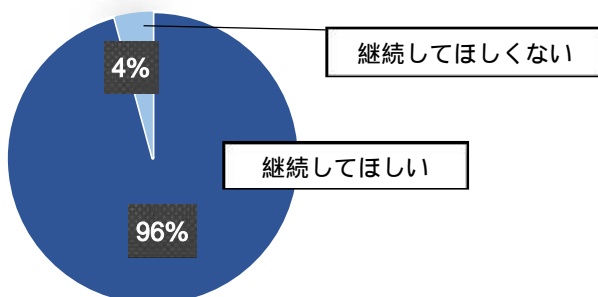


[外出頻度等が増えた参加者の内訳（複数回答）]

- 外出日数が増えた... 29（平均週2.5日）
- 1日の外出時間が増えた... 40（平均1.5時間）
- 1日の外出回数が増えた... 27（平均1.5回）

ポイントラリーに参加し、外出頻度（外出日数、1日の外出時間、1日の外出回数のいずれか）が増えたと回答した方は全体の約40%で、ポイントラリーを実施したことによる効果が認められる。

ポイントラリーの来年度以降の継続希望（回答120人）



（4）令和6年度ポイントラリー実施の方向性

試行事業の状況やアンケート結果などから、来年度は区内全28地区を対象にポイントラリーを実施する。ただし、対象年齢は引き続き65歳以上とするが、より高齢者のスマートフォン活用の促進を図るため、参加方法はスマートフォンのみとする。

3 内容

(1) 実施の目的

生涯にわたり心身ともに健康で暮らすことは全ての高齢者の願いである。高齢者が日常生活において「歩く」ことを積極的に行うことは介護予防に有効であり、社会関係の豊かさは要介護状態の進行を遅らせることに高い相関が認められている。

このため、コロナ禍を通じて外出を控えがちになり、孤立になる危険性がある高齢者が積極的に外出し、歩くことを通じて人との交流、地域活動への参加等に繋がるよう、外出することがインセンティブとなるポイントラリーを実施することにより、高齢者の健康寿命の延伸や持続可能な介護保険制度に資することを目的とする。

(2) 対象者

65歳以上の区民を対象とする。なお、定員は先着4,200人(28地区×150人程度)とする。

(3) 実施地区及び実施期間

- ・全区(28地区)で実施する。
- ・令和6年10月1日(火)から令和7年3月下旬まで(約6か月間)とする。
- ・参加申込みは令和6年9月2日(月)から令和7年2月28日(金)までとし、定員に達した場合は期間中でも参加申し込みを停止する。
- ・令和7年度の実施期間は、アンケート等の結果を踏まえ、高齢者が外出しやすい期間に設定するとともに、実施期間外にはオンライン介護予防教室やまるごと介護予防教室等で高齢者の介護予防・フレイル予防を支援する。

(4) 事業内容

- ・参加を希望する高齢者は、電子申請、介護予防・地域支援課の窓口、各地区で実施する説明会等において参加申し込みを行う。
- ・ポイントラリーに参加する高齢者が、専用アプリをインストールしたスマートフォンを持って外出し、ラリーポイント用の機器を設置する協力店舗や公共施設等のラリースポットを通過することで、事業のポイントを1ポイント獲得する。
- ・ラリースポットについては、高齢者にとって「外出が楽しくなる場所」「高齢者に知ってもらいたい場所」「高齢者が日常的に通う場所」の3つの視点で、店舗、公共施設等から選定する。選定にあたっては区内関係所管に協力を依頼する。
- ・獲得したポイントは、50ポイントごとに500円分のせたがやPayのコインと交換することで、区内経済循環にも寄与できるようにする。

4 周知

- ・周知にあたっては、区報や区のHP、ポスター・チラシ(区広報板、町会・自治会の回覧、各地区で実施するスマートフォン講座等)のほか、社会福祉協議会のメールマガジンなどを活用する。また、あんしんすこやかセンターや民生委員に協力を依頼するなど、訪問活動と合わせて外出を控えがちな高齢者への周知を行う。
- ・令和6年9月以降に、各地区において説明会等を実施し、事業内容の説明とともに専用アプリのダウンロード方法や使用方法等について支援する。

5 その他

- (1) ラリーポイントの付与やラリースポットの選定、参加受付、説明会実施等の事業運営やせたがやPayのコインへの交換については、民間事業者等へ委託する。
- (2) ポイントラリーの円滑な実施のため、ラリースポットにおけるポイント付与の技術的手法については、予算の範囲内で引き続き検討する。
- (3) ポイントラリー参加者で介護予防教室にも参加される方には、別途ポイントを付与するなど、高齢者の介護予防、フレイル予防の更なる促進を図る。
- (4) 参加者にはポイントラリー専用のリストストラップを配付することにより、高齢者同士の交流・地域参加促進にも寄与する。
- (5) 東京都補助事業の補助期間が令和5年度から令和7年度までの3か年であるため、令和8年度に向けて、区における他の事業との整理も含め、本事業の効果を検証し、令和8年度以降の事業内容を検討する。

6 所要経費

100,290千円

・特定財源として100,290千円

都補助金99,990千円(子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業10/10)
ほか

7 今後のスケジュール(予定)

令和6年	4月～	システム改修等実施準備
	8月～	事業周知開始(ポスター掲示、チラシ配布等開始)
	9月1日	区のおしらせ・区のホームページで周知
	9月2日～	申込み開始(～2月28日) 説明会等実施
	10月1日～	事業開始(～3月下旬)

令和 6 年 2 月 28 日
高 齢 福 祉 部
介護予防・地域支援課

認知症高齢者等の行方不明発生時における区の対応について

1 主旨

高齢化の進展に伴い、国の推計では令和 7 年（2025 年）には、65 歳以上の高齢者の約 5 人に 1 人は認知症になると見込まれている。認知症や認知症の疑いのある行方不明者は年々増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）には全国で 1 万 8,709 人に達し、過去最多を更新した。

今後増加が見込まれる認知症高齢者等の行方不明発生時の早期対応を図り、早期発見に繋げるため、高齢者の 24 時間 365 日の電話相談窓口である「世田谷区高齢者安心コール」（以下、高齢者安心コールという）および「災害・防犯情報メール配信サービス」を活用し、区民からの相談対応や区による搜索対応の充実を図る。

2 実施内容

（1）高齢者安心コールでの行方不明者通報受付

これまであんしんすこやかセンターや保健福祉課が対応していた認知症高齢者等の行方不明発生時の区への通報窓口を、高齢者の 24 時間 365 日の電話相談窓口である高齢者安心コールに変更し、通報窓口の一本化を図る。

（2）「災害・防犯情報メール配信サービス」の活用

通報者からの依頼に基づき、「災害・防犯情報メール配信サービス」（登録者：約 5 万人）により行方不明者情報を配信する。

3 周知方法

区ホームページ、チラシ配布、あんしんすこやかセンター等窓口や各種事業での周知、ケアマネジャー等福祉関係者への周知、町会回覧 等

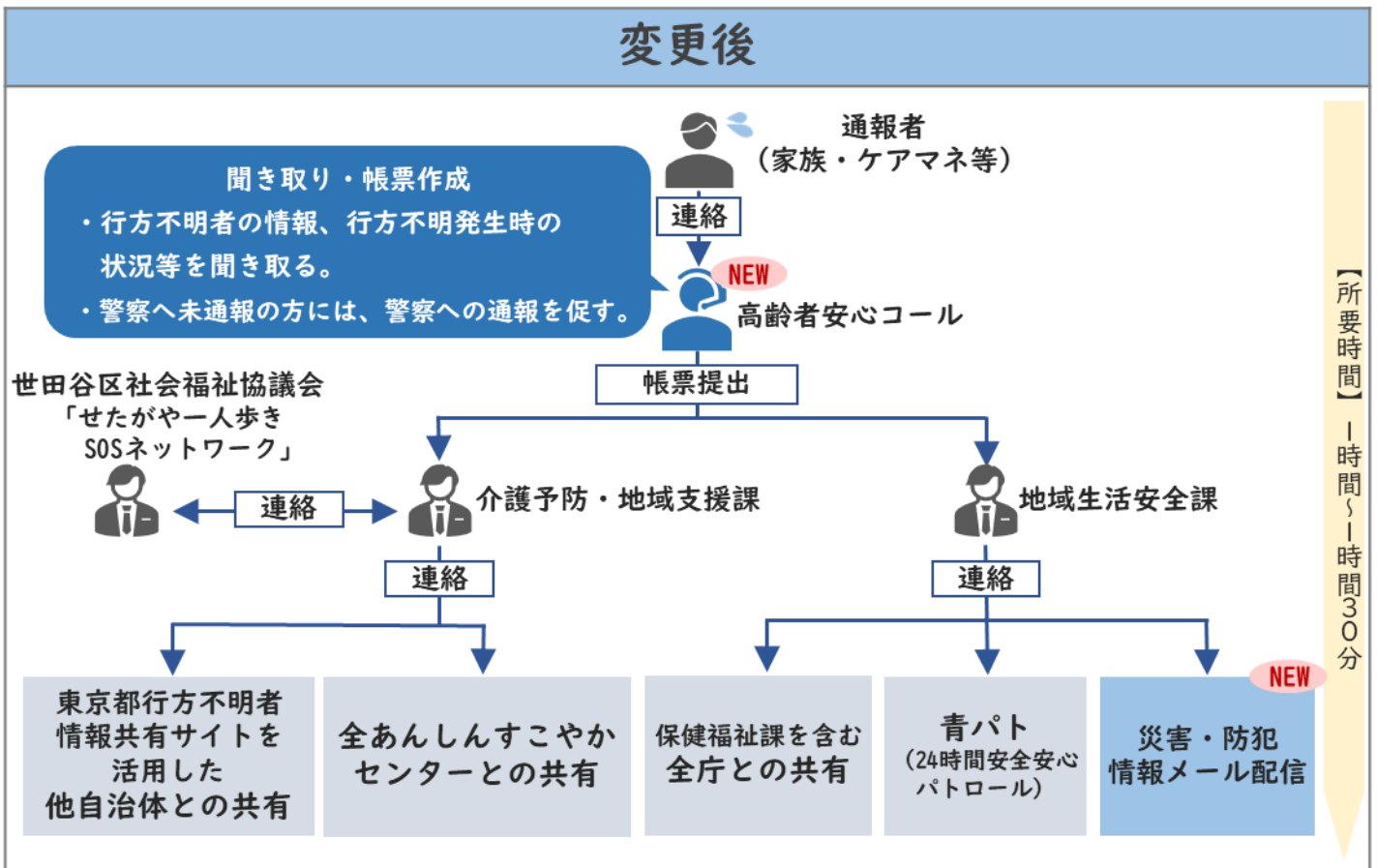
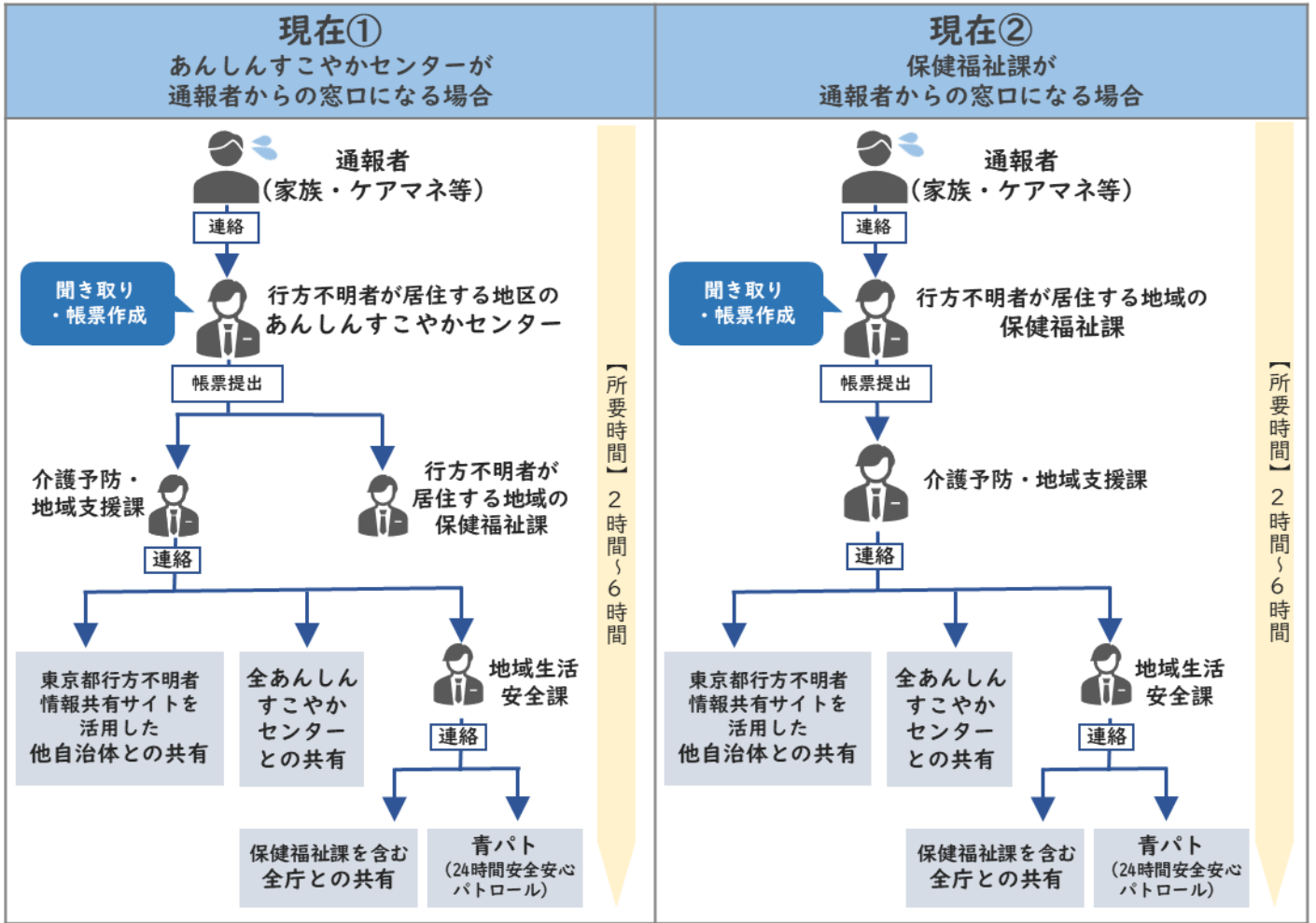
4 経費（概算）

- ・ 高齢者安心コール委託料（本件対応分） 1, 188 千円
- ・ 周知用チラシ用紙代 46 千円

5 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 4 月 新たな体制による運用開始
区ホームページ等での周知開始

【実施内容のイメージ図】



福祉保健常任委員会資料
令和5年11月15日
高齢福祉部
介護予防・地域支援課

地域包括支援センターの体制強化について

1 主旨

地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）は、介護保険法第115条の46に基づき包括的支援事業の実施を委託した法人により設置しており、地域包括ケアの地区展開において、区内28か所にまちづくりセンター及び社会福祉協議会地区事務局とともに福祉の相談窓口として運営している。

今般、要介護度の増す後期高齢者の増加や社会情勢の変化とともに、地域包括支援センターへの相談件数は高齢者人口の増加以上に伸びている。また、コロナ禍での外出自粛などを機に、高齢者の生活実態が変化し、心身機能の低下や孤立が深刻化しており、大きな課題となっている。さらに、相談内容は複雑化し困難事例への対応が増えており、職員一人当たりの業務量も増大している。

このため、「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（以下「条例」という。）」にて定める配置区分を細分化し、より実際の業務量に見合う職員数を配置するよう人員体制の強化を図る。

2 現状と課題

（1）人員体制の不足

地域包括支援センターは、条例第4条に規定する職種と人員を配置することとしている。また、それに加え地域包括ケアの地区展開の取り組みのため、地域包括支援センター運営法人との契約において、さらに常勤換算1.2人以上の人員を配置することとしている。

平成30年3月の条例改正以降、地域包括支援センターへの相談件数は、令和元年度の135,901件から令和4年度には183,997件と1.35倍に増加したが、これは高齢者人口の増加（令和元年度181,796人、令和4年度186,486人と1.03倍に増加）を大幅に上回っている。一方で、相談窓口から自ら来ることのできない方へのアプローチとなる実態把握訪問や高齢者の見守りに係る実施件数は、横ばいとなっており、日々の相談業務等に追われ、十分に手が回らない状況となっている。また、業務の内容を見ても認知症や精神障害、ひとり暮らしの見守りが必要な高齢者等、社会情勢の変化に伴う相談内容の複雑化によって相談件数に現れない業務も増加しているほか、高齢者のデジタルデバインド対策やSNS等の広報にも取り組むなど、多様な業務へのマネジメント機能の強化も必要となっている。

さらに令和2年度に制定された世田谷区認知症とともに生きる希望条例に基づく希望計画の推進や介護予防対象者の把握業務における対象者の拡大等にも取り組んでおり、今後も、第

2期認知症希望計画における地域づくりの推進などの業務拡大が想定されている。

これらにより、区での地域包括支援センターの業務は、本来事業に加え関連事業や区独自事業も含め今後も増加する見込みであり、人員体制の強化が不可欠となっている。

さらに、現行の条例では、高齢者人口3,000人ごとの区分により人員配置基準を定めているが、区分ごとの業務量の差が、今後も拡大する見込みである。このため、条例の人員配置基準の区分を細分化することにより、実際の業務量に見合う職員数を配置する必要がある。

(2) 狭あいな執務スペース

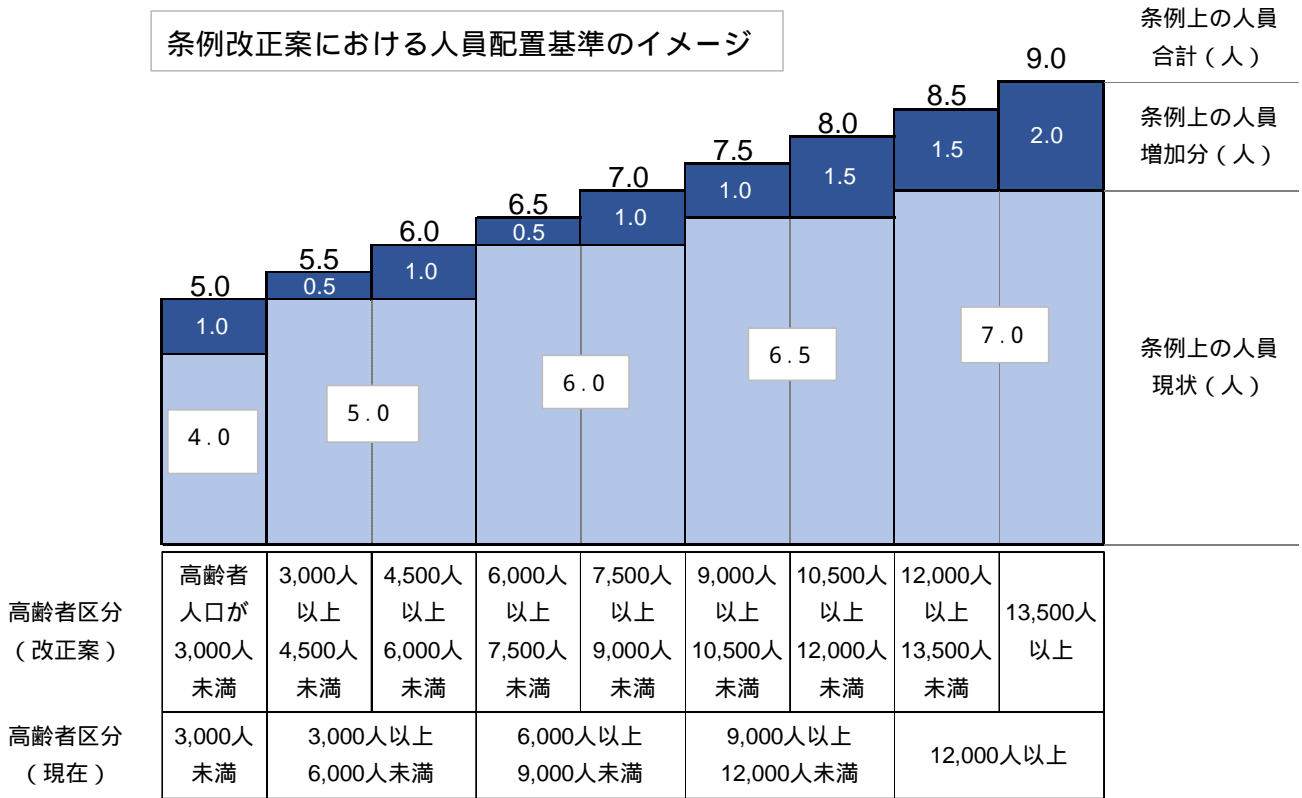
地域包括支援センターは、福祉の相談窓口としてまちづくりセンター及び社会福祉協議会地区事務局と同一の建物内に設置されているが、現時点でも狭あいな執務環境であり相談スペース等が不足している状況である。また、今後の人員体制の拡充に伴う執務スペースの確保が難しい状況である。

3 新たな取り組み

(1) 人員配置基準の見直し

業務執行に必要な人員をきめ細かく確保し、区民サービスを向上していくために人員体制の拡充を行う。

拡充にあたっては、高齢者人口が3,000人以上の地区において、現在3,000人ごとに定めている職員の配置基準の区分を1,500人ごととし、高齢者区分が上昇するごとに配置人数が0.5人ずつ増加するように改める(下図のとおり)。



条例改正前後の配置基準の比較

条例改正前			条例改正後			
高齢者区分	高齢者人口	配置基準(人)	高齢者区分	高齢者人口	配置基準(人)	差(人)
0	3,000人未満	4	0	3,000人未満	5.0	1.0
1	3,000人以上6,000人未満	5	1	3,000人以上4,500人未満	5.5	0.5
2	6,000人以上9,000人未満	6	2	4,500人以上6,000人未満	6.0	1.0
3	9,000人以上12,000人未満	6.5	3	6,000人以上7,500人未満	6.5	0.5
4	12,000人以上	7	4	7,500人以上9,000人未満	7.0	1.0
			5	9,000人以上10,500人未満	7.5	1.0
			6	10,500人以上12,000人未満	8.0	1.5
			7	12,000人以上13,500人未満	8.5	1.5
			8	13,500人以上	9.0	2.0

条例上の人員の職種については、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等（以下、「三職種」という。）を1人ずつ常勤職員として配置したうえで、当該3人を超える部分の職種については、1人を除いて三職種または介護支援専門員を配置する。なお、事業者が任意に加配する職員については、職種の制限はない。

(2) 執務スペースの確保

配置基準の見直しによる人員体制の拡充にあたっては、執務スペースの適切な確保に向けて、現在策定中の「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂(第2期)」との整合を図りつつ、現在の各まちづくりセンター建物内にある三者の配置状況を踏まえた検討を進める。

4 事業者選定

地域包括支援センターの事業者選定は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間を踏まえ、原則6年度ごとに行うこととしており、前回は令和元年度～6年度の運営事業者を平成30年度に選定した。このたびは、令和7年度からの事業者を上記条例改正(案)の基準を踏まえた募集条件により、令和6年3月に公募し、令和6年度にかけ、学識経験者、区民、地域団体及び行政で構成される選定委員会を設置し、プロポーザル方式により事業者を選定する。

選定された事業者は、令和7年度より改正後の条例第4条による人員及び地域包括ケアの地区展開に必要な人員により運営を行うこととする。

5 条例の一部改正

地域包括支援センターの職員配置人数を拡充するにあたり、第1回区議会定例会において条例の一部改正について提案する。

6 概算経費

地域包括支援センター事業委託料（全28箇所の合計）

		令和5年度	令和9年度	差	
委託料総額		約12億4,700万円	約14億1,000万円	約1億6,300万円	
内訳	一般会計	約10億3,300万円	約11億7,300万円	約1億4,000万円	
	財源	国庫補助金	約2億7,500万円	約3億1,000万円	約3,500万円
		都補助金	約1億3,900万円	約1億5,600万円	約1,700万円
		介護保険料	約1億8,200万円	約2億600万円	約2,400万円
		一般財源	約4億3,700万円	約5億100万円	約6,400万円
	介護保険事業会計	約2億1,400万円	約2億3,700万円	約2,300万円	
	財源	国庫補助金	約9,600万円	約1億600万円	約1,000万円
		都補助金	約3,200万円	約3,500万円	約300万円
		介護保険料	約4,400万円	約5,000万円	約600万円
		一般財源	約4,200万円	約4,600万円	約400万円

重層的支援体制整備事業における介護保険事業会計からの繰入金による

7 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年 2月 福祉保健常任委員会
（条例の一部改正案について、事業者選定の実施について）
第1回区議会定例会（改正条例案の提案）
- 3～8月 プロポーザル方式による事業者選定
- 9月 福祉保健常任委員会（選定事業者の報告）
- 9～12月 プロポーザル方式による事業者選定の再実施
（事業者が決まらなかった地区）
- 令和7年 4月 改正条例施行
選定された事業者による運営開始

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例

平成27年3月9日条例第16号

改正

平成30年3月6日条例第31号

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）において包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、各被保険者が介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用することができるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

- 2 センターは、包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービス事業者その他サービス事業者、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会、医療機関、民生委員、被保険者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。
- 3 センターは、世田谷区地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準)

第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。

- (1) 保健師又はこれに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人

2 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を前項に規定する職員に加えて配置するものとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置すべき人数
おおむね3,000人未満	1人
おおむね3,000人以上6,000人未満	2人
おおむね6,000人以上9,000人未満	3人
おおむね9,000人以上12,000人未満	3.5人
おおむね12,000人以上	4人
備考	
<p>1 担当する区域における第1号被保険者の数（以下「1号被保険者数」という。）がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員2人以上のうち、1人は前項各号に掲げる者（以下「専門3職種」という。）のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>2 1号被保険者数がおおむね6,000人以上9,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3人以上のうち、2人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 1号被保険者数がおおむね9,000人以上12,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3.5人以上のうち、2.5人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>4 1号被保険者数がおおむね12,000人以上であるセンターに加えて配置すべき職員4人以上のうち、3人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。</p> <p>5 1週間当たりの勤務時間（以下この号において「週勤務時間」という。）が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をその人数とみなしてこの表を適用する。</p>	

一部改正〔平成30年条例31号〕

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日条例第31号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。